

飯田市ふるさと道普請事業補助金について

飯田市ふるさと道普請事業補助金とは、飯田市の(市が管理する)道路、河川及び水路の改良及び維持補修を、公共的団体(まちづくり委員会の長が認める)が自ら行う場合に、補助金を交付する制度です。

1 補助金の概要

① 対象となる補助事業

対象者が労務を提供し行う次のア～エのいずれかに該当する工事です。

ア 道路工事

道路の幅員が狭いものについて、待避所の設置、急な曲線部分の改修その他の改良をする

イ 側溝工事

道路の路面及び周囲の排水を円滑に流すために排水溝を設置する

ウ 用排水路工事

主に農業用の用水及び排水を円滑に流すため水路の改良をする

エ 道水路維持管理

道路又は水路の適正な維持管理に特に支障のある状態を解消するための舗装の穴埋め、支障木の伐採その他の維持補修をする(日常的、定例的な除草、しゅんせつ等は除きます)

② 対象者について

補助金の対象者となるのは、まちづくり委員会の長が認める公共的団体で次のとおりです。

- 設置に関してまちづくり委員会が関係し、団体としての組織を備えている等の条件を満たす
- 具体的には、町内会、常会、区、部会、委員会等があげられる

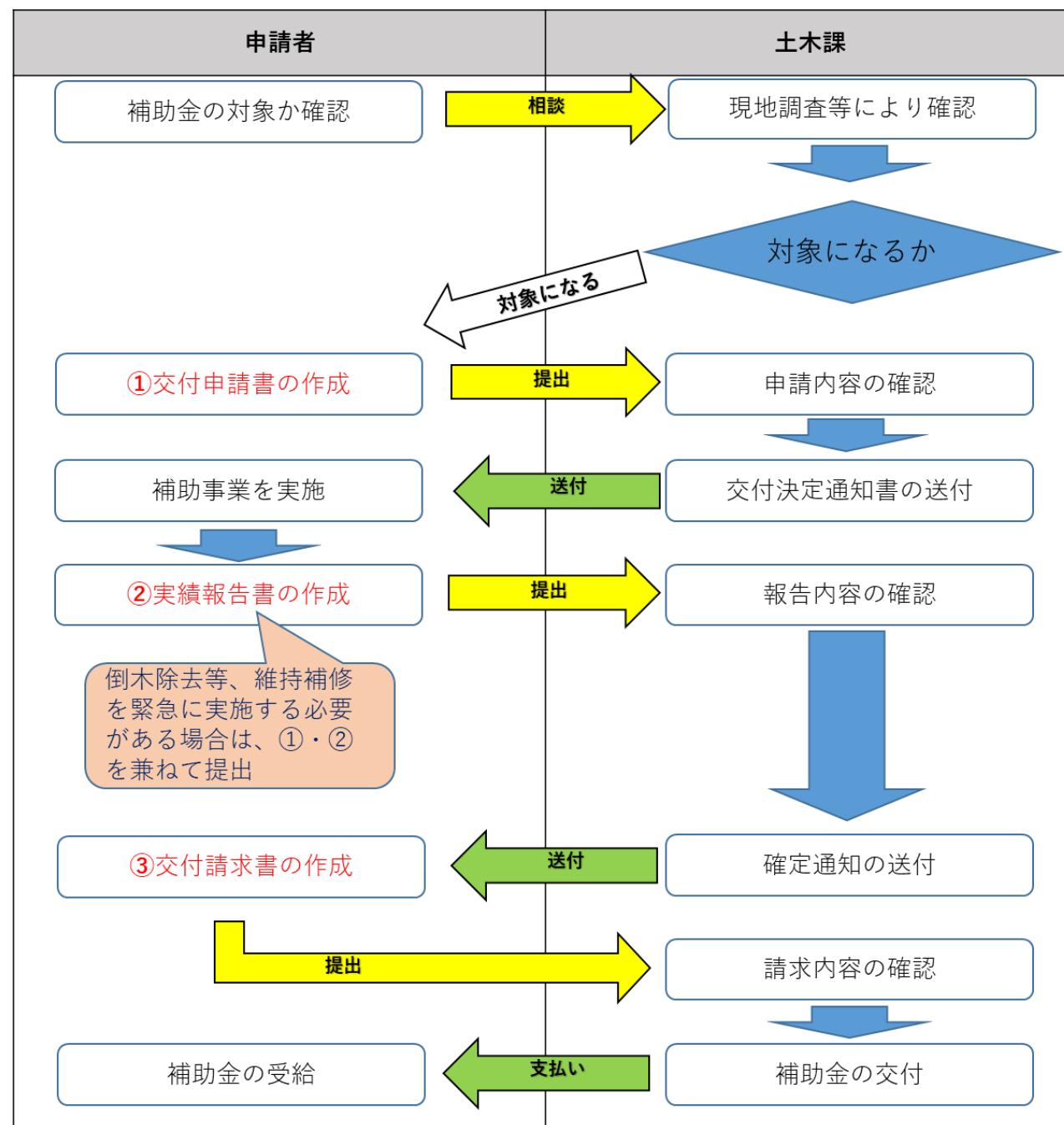
③ 補助金について

補助事業に要する次の経費の合計額が補助金の対象となります。

(ただし、予算の範囲内での補助金交付となります)

- (1)資材費 直接要した建設資材の取得費用
- (2)機械損料 使用した機械の損耗を償うために支払う金員(リース代等)
- (3)燃油料 使用した機械を運転するために必要な燃料その他の油脂類
- (4)損害保険料 補助事業のために契約した損害保険料

申請から補助金交付までの流れ



※交付決定後に**事業内容の変更**または**事業の中止・廃止等**をする場合は、変更の申請書の提出が必要となりますのであらかじめご相談ください。

2 申請書類について

補助金の申請は、補助事業を実施する前に(倒木除去等、維持補修を緊急に実施する必要がある場合を除く)行う必要があります。また、申請前に補助金の対象になるか飯田市役所土木課へご相談ください。

【申請から補助金交付までの必要書類】

① 交付申請書の作成、提出

【提出書類】 交付申請書・事業計画書・収支予算書(算定の根拠となる書類)
位置図・写真・損害保険証書写し・事業に必要な資格を証する書面写し
※まちづくり委員会の長の承認(押印)が必要となります
※既加入の損害保険がある場合は、新たに契約する必要はありません

② 実績報告書の作成、提出

【提出書類】 実績報告書・収支決算書・支払の証拠となる書類写し(領収書等)
写真(着手前、作業中、完了後)・その他

③ 交付請求書の作成、提出

【提出書類】 交付請求書